

= 三宅町クーリングシェルター指定申込にあたっての確認事項 =

- ① 申込書を提出した時点で、町からのクーリングシェルターの指定に同意をしたものとし、クーリングシェルターとして適当の認められる場合は、町と協定を締結していただきます。
- ② 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、町が不適當と認める場合は、クーリングシェルターとして指定しないことがあります。  
また、指定された後も町が不適當と認める場合は、指定を取り消すことがあります。
- ③ クーリングシェルターの指定施設は、町公式ホームページで公表します。
- ④ クーリングシェルターの開放にあたって必要な電気使用量等の経費は、貴施設のご負担になります。
- ⑤ 水をはじめとした熱中症対策物品は、町からの配布や補助は行いません。
- ⑥ 休憩に訪れた方の対応は、各施設でお願いします。
- ⑦ クーリングシェルターの利用者が施設に損害を与えた場合、町は損害賠償の責任を負いません。
- ⑧ 指定の期間は、指定の日から年度末の3月31日までとし、貴事業所から事前の申出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとします。

申込・お問合せ先

三宅町健康子ども局健康子ども課

〒636-0213

奈良県磯城郡三宅町大字伴堂 848-1

TEL 0745-43-3580 (課直通)

E-Mail kenkuo@town.miyake.lg.jp